

定額減税補足給付金 (不足額給付) のご案内

不足額給付とは？

「調整給付※1」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。
次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

※1 調整給付：定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を支給したものと(令和6年度に実施済)

○不足額給付Ⅰの要件

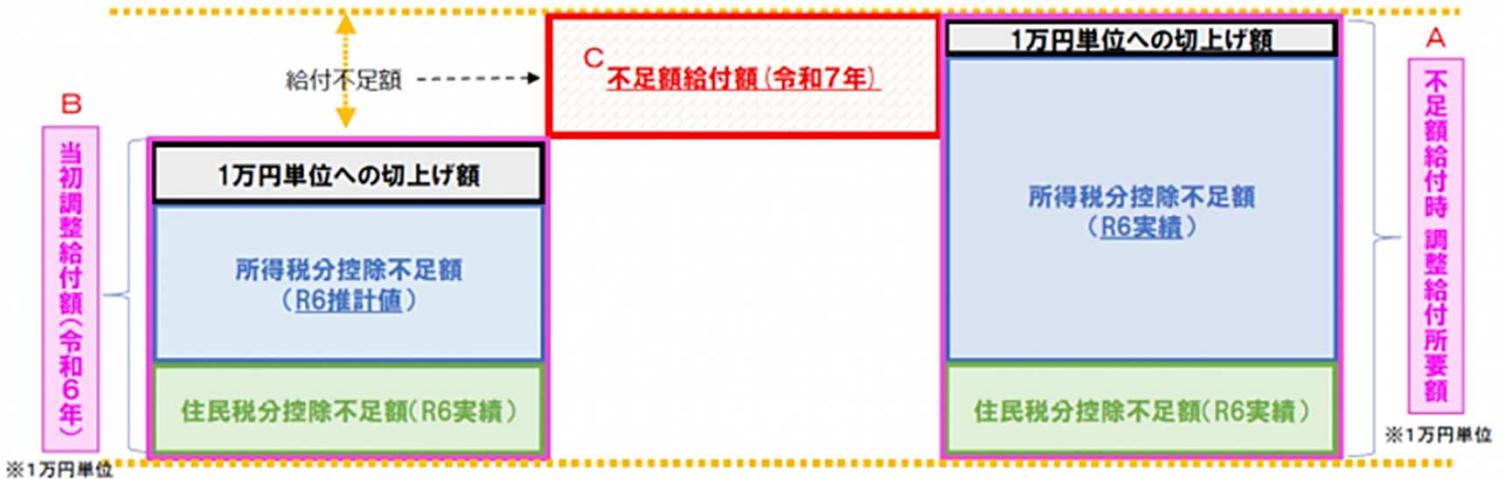
「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じた方



【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあつては、余剰額の返還は求めない。

○不足額給付Ⅱの要件

次の全ての要件を満たす方

- ・令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに非課税(定額減税前税額が0円)
→本人として定額減税対象外である方
- ・「扶養親族」の対象外(税制度上)
→青色事業専従者・事業専従者(白色)の方や、合計所得金額48万円超の方
- ・低所得世帯向け給付の対象になっていない方

対象者には「支給のお知らせ(手続不要)」又は「確認書(手続必要)」を、
お送りしています。申請方法については裏面をご覧ください。

手続きについて

○「支給のお知らせ」が届いた方（原則手続不要）

原則手続不要ですが、以下に該当する場合は、通知到着後10日以内にコールセンターまでご連絡をお願いします。

- ・本給付金の受給を辞退される場合
- ・支給のお知らせに記載されている振込口座を変更する場合
- ・所得税、住民税等の各数値について重大な相違を認める場合

コールセンター：電話番号 0120-290-220

○「確認書」が届いた方（手続必要）

- ・内容を確認し、返送してください。

確認書原本の返送に加え、本人確認書類の写しや口座確認書類の写しなど同封していただく書類がございますので、届いた確認書をよくご確認ください。

宛先：〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所税務課 市民税係

- ・オンライン申請する場合
右記の二次元コードを読み取り手続きを行ってください。
※オンライン申請をする場合は、確認書を返送していただく必要はありません。



「確認書」提出期限 令和7年10月31日（必着）
（オンライン申請する場合も、この日までに申請してください。）

お問い合わせ先

お問合せはコールセンターへ

☎コールセンター

佐久市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

電話番号：0120-290-220

受付時間：8時30分から20時00分（土・日・祝日を含む）

※電話が混み合う場合がございます。

 **佐久市ホームページ**

不足額給付について

https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/zeikin_hokenryo/zeikin/shizei/shikemminzei/teigakugennzei_husoku.html

佐久市 定額減税補足給付金



快速健康都市
佐久市

佐久市役所 税務課 市民税係